令和５年度

障害児入所施設
指導監査基準

（運営編）

横浜市
こども青少年局監査課

令和５年度　障害児入所施設(福祉型・医療型)指導監査基準（確認項目一覧）

◆次の厚生労働省通知に示されています標準確認項目を基とした項目・着眼点に沿って確認を行います。
・障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年４月26日障発0426003号）
・指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年３月28日障発0328第４号）

◆次の項目以外の事項についても、必要と認める場合には、確認を行います。

◆略称表記の根拠規定の名称については、別紙「指導監査実施に係る法令等及び根拠規定について」をご参照ください。

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
第１　一般原則	（１）　施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。 （２）　施設は、当該施設を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。 （３）　施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 （４）　施設等は、当該施設を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	障害児入所施設等基準条例第３条
第２　人員に関する基準	施設に置くべき従業者及びその員数は、基準を満たしているか。	児童福祉施設基準条例第65条、第66条、第76条 障害児入所施設等基準条例第５条、第53条
第３　設備に関する基準	施設の設備は、基準を満たしているか。	児童福祉施設基準条例第64条、第75条 障害児入所施設等基準条例第６条、第54条
第４　運営に関する基準		
１　内容及び手続の説明及び同意	（１）　施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （２）　施設は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	障害児入所施設等基準条例第７条
２　受給資格の確認	施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめているか。	障害児入所施設等基準条例第11条
３　心身の状況等の把握	施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	障害児入所施設等基準条例第13条
４　サービスの提供の記録	（１）　施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しているか。 （２）　施設は、（１）の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。	障害児入所施設等基準条例第16条

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
５　入所利用者負担額の受領	（１）　施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。 （２）　施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。 一　当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額 二【医療型のみ】当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 （３）　施設は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。 一【福祉型のみ】食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、食費等の基準費用額（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。） 二　日用品費 三　一及び二に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの （４）　【福祉型のみ】（３）の一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとしているか。 （５）　施設は、（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。 （６）　施設は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。	障害児入所施設等基準条例第18条、第55条
６　障害児入所給付費等の額に係る通知等	（１）　【福祉型】施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。 【医療型】施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。 （２）　施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。	障害児入所施設等基準条例第20条、第56条

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
７　入所支援計画の作成等	（１）　施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 （２）　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 （３）　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 （４）　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。 （５）　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。 （６）　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 （７）　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。 （８）　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。 （９）　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (10)　（２）から（７）までの規定は、（８）に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。	障害児入所施設等基準条例第22条
８　児童発達支援管理責任者の責務	児童発達支援管理責任者は、上記「７　入所支援計画の作成等」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一　障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行うこと。 二　常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。 三　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	障害児入所施設等基準条例第23条

項目		着　眼　点	根拠規定(略称表記)
9　指導、訓練等	（1）	施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。	障害児入所施設等基準条例第26条
	（2）	施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。	
	（3）	施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。	
	（4）	施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。	
	（5）	施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。	
10　食事	（1）	施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	児童福祉施設基準条例第14条 障害児入所施設等基準条例第27条 食事計画について 食品の安全確保等について 大量調理マニュアル 調理業務の委託について
	（2）	食事は、（1）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	
	（3）	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。	
	（4）	施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	
	（5）	食事の提供は、施設内で調理する方法(当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行われているか。	
	（6）	調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。	
	（7）	原材料及び下処理段階の管理、加熱処理調理食品の加熱、原材料及び調理食品の温度管理等を徹底しているか。	
	（8）	食器類の衛生管理に努めているか。	
	（9）	検食を実施して、記録しているか。	
	(10)	保存食は原材料と調理済を一定期間(２週間)適切な方法(冷凍保存)で保管しているか。	
	(11)	給食関係者の検便を適切に実施しているか。	
	(12)	害虫駆除を半年に１回以上実施しているか。	
11　健康管理		施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。	障害児入所施設等基準条例第29条
12　緊急時の対応		【福祉型】施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 【医療型】施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	障害児入所施設等基準条例第30条
13　給付金として支払を受けた金銭の管理		施設は、当該施設の設置者が障害児に係る給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。	障害児入所施設等基準条例第32条

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
14　管理者による管理等	（１）　施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） （２）　施設の管理者は、当該施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 （３）　【福祉型】施設の管理者は、当該施設の従業者に、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号) 第２章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 【医療型】施設の管理者は、当該施設の従業者に、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号) 第３章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	障害児入所施設等基準条例第34条
15　運営規程	施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一　施設の目的及び運営の方針 二　従業者の職種、員数及び職務の内容 三　入所定員 四　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五　施設の利用に当たっての留意事項 六　緊急時等における対応方法 七　非常災害対策 八　主として入所させる障害児の障害の種類 九　虐待の防止のための措置に関する事項 十　その他施設の運営に関する重要事項	障害児入所施設等基準条例第35条
16　勤務体制の確保等	（１）　施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 ※施設ごとに原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。 （２）　施設は、当該施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） （３）　施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 （４）　施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じているか。 （５）　職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。	障害児入所施設等基準条例第36条
17　業務継続計画の策定等＜令和６年３月31日までは経過措置期間＞	（１）　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （２）　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（それぞれ年２回以上）実施しているか。 （３）　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	障害児入所施設等基準条例第36条の２
18　定員の遵守	施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	障害児入所施設等基準条例第37条

項目		着　眼　点	根拠規定（略称表記）
19　非常災害対策	（1）	消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防炎カーテン、寝具等の設備を整備しているか。	障害児入所施設等基準条例第38条 消防法第８条、第17条の３の３ 消防法施行令第３条の２ 消防法施行規則第31条の６ 平成16年消防庁告示第９号 水防法 土砂災害防止法 防火安全対策の強化について 利用者の安全確保等の強化・徹底について
	（2）	消防用設備等の点検を６か月ごとに行い、年に１回、消防署に報告してい	
	（3）	消防計画を策定し、消防署に届け出ているか。	
	（4）	地震に対処するための非常災害対策計画を策定しているか。	
	（5）	［施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地している場合］避難確保計画を策定し、区に届け出ているか。	
	（6）	非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しているか。	
	（7）	非常災害対策計画の内容や（６）の体制について職員間で十分共有してい	
	（8）	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月１回実施しているか。	
	（9）	（８）の避難訓練について、火災だけではなく、地震発災時を想定した避難訓練は実施しているか。	
	(10)	（８）の避難訓練のうち、少なくとも１回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施しているか。	
	(11)	［施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地している場合］避難確保計画に基づき、浸水又は土砂崩れ等を想定した避難訓練を実施しているか。	
	(12)	（８）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	
20　防犯対策		外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、次の項目について必要に応じて実施しているか。 　○日常の対応 　・所内体制と職員の共通理解 　・不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 　・施設等と利用者家族の取り組み 　・地域との協同による防犯意識の醸成 　・施設整備面における防犯に係る完全確保 　・施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 　○不審者情報を得た場合、その他緊急時の対応 　・不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制の整備 　・不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等を行う体制の整備	防犯に係る安全の確保について
21　安全計画の策定等 ＜令和６年３月31日までは経過措置期間＞	（1）	施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	障害児入所施設等基準条例第38条の２
	（2）	施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	
	（3）	施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	
22　自動車を運行する場合の所在の確認		施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。	障害児入所施設等基準条例第38条の３

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
23　衛生管理等 ＜（２）は令和６年３月31日までは経過措置期間	（１）　施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 （２）　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に（おおむね３月に１回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 　※指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ③ 当該施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に（それぞれ年２回以上）実施しているか。 （３）　施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。 （４）　必要医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行っているか。	児童福祉施設基準条例第13条 障害児入所施設等基準条例第39条
24　掲示	【福祉型】施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、施設は、これらの事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 【医療型】施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、施設は、これらの事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	障害児入所施設等基準条例第41条
25　身体拘束等の禁止	（１）　施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 （２）　施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 （３）　施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に（少なくとも１年に１回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上）実施しているか。	障害児入所施設等基準条例第42条
26　虐待等の禁止	（１）　施設の従業者は、障害児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 （２）　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①　当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に（少なくとも１年に１回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ②　当該施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施しているか。 ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	障害児入所施設等基準条例第43条

項目	着　眼　点	根拠規定(略称表記)
27　秘密保持等	（１）　施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （２）　施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(※)を講じているか。 ※従業者等が従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決めるなど （３）　施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	障害児入所施設等基準条例第45条
28　情報の提供等	（１）　施設は、当該施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 （２）　【福祉型のみ】施設は、当該施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	障害児入所施設等基準条例第46条
29　苦情解決	（１）　施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置(※)を講じているか。 ※相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を構ずること （２）　施設は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 （３）　苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しているか。 ※苦情解決指針より	障害児入所施設等基準条例第48条 苦情解決指針
30　事故発生時の対応	（１）　施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに横浜市、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 （２）　施設は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 （３）　施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	障害児入所施設等基準条例第50条
31　会計の区分	【福祉型のみ】施設は、当該施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	障害児入所施設等基準条例第51条
32　記録の整備	（１）　施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （２）　施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しているか。 一　入所支援計画 二　提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三　都道府県への通知に係る記録 四　身体拘束等の記録 五　苦情の内容等の記録 六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	障害児入所施設等基準条例第52条

指導監査実施に係る法令等及び指摘等根拠規定について

1　指導監査実施に係る法令・通知

児童福祉法	昭和22年法律第164号
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	平成24年厚生労働省令第16号
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について	平成 24 年3月30日 障発 0330第 13 号
障害者支援施設等に係る指導監査について	平成19年4月26日 障発0426003号
指定障害児通所支援事業者等の指導監査について	平成26年3年28日 障発0328第4号

2　指摘等根拠規定

横浜市条例

略称	名称等	
児童福祉施設基準条例	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	平成24年条例第60号
障害児入所施設等基準条例	横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例	平成24年条例第62号

法令・国通知等

◆　指摘の根拠となる本市条例、関係法令・通知等の名称等を掲載しています。
関連する法令・条番号等が多数ある場合は、主なものを掲載しています。

略称	名称等	
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	令和2年3月31日 子母発0330第1号
食品の安全確保等について	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	平成20年3月7日 雇児総発0307001号 社援基発第0307001号 障企発第0307001号 老計発第0307001号
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日 衛食第85号別添
調理業務の委託について	保護施設等における調理業務の委託について	昭和62年3月9日 社施第38号
	消防法	昭和23年法律第186号
	消防法施行令	昭和36年政令第37号
	消防法施行規則	昭和36年自治省令第6号
平成16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件	平成16年5月31日 消防庁告示第9号
防火安全対策の強化について	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	昭和62年9月18日 社施第107号
	水防法	平成24年法律第193号
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成12年法律第57号
利用者の安全確保等の強化・徹底について	障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	平成28年9月9日 障障発0909第1号
防犯に係る安全の確保について	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号

指摘区分について

・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により指導(文書指摘)します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導(口頭指摘)します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、施設等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。